三条西家と細川幽斎

――『後水尾院初期歌壇の歌人の研究』(高梨素子氏著) をめぐって

整理は今までなされていない」とされた。とする門弟に相伝した。その内容については、細川幽斎の古今伝受について整理したが、この様な観点からのはじめ、考察を加えてきた。同時代の古今伝受ならびに堂上歌壇について先年、高梨素子氏により『後水尾院初期歌壇の歌人の研究』が刊いて先年、高梨素子氏により『後水尾院初期歌壇の歌人の研究』が刊とする門弟に相伝した。その内容については、細川幽斎の古今伝受をとする門弟に相伝した。その内容については、細川幽斎の古今伝受を、智仁親王をはじめ

ついて整理したが、この様な観点からの整理は今までなされていない」も記されていない)。 そればかりか「実条に関って幽斎の古今伝受にに取り上げたほとんど論文がない」とされた (数に数えられない理由以下拙論1とする) で検討したが、参照さへされずに「実条をまとも学会で口頭発表した後「二つの返し伝受」(『梅花短大国語国文』二号、幽斎から三条西公国および実条への古今伝受については日本近世文

とまで断言された。

小

髙

道

子

家についてこれまでに記した拙論を整理して、改めて検討を加えたい。「取り上げ」方を提示すべきであろう。本稿では、細川幽斎と三条西するからには、それらの論文を否定する根拠とともに、「まとも」なしかしながら、先行研究を一切無視して「ほとんど論文がない」と

三条西実枝から細川幽斎への古今伝受

繁簡両種があり、中間のものは見られない。また、同書の指摘通り、題(続文学篇』で指摘されている通り、古今伝受の誓状と証明状にはとする)で検討した。その中で細川幽斎が実枝に提出した誓状の文面とする)で検討した。その中で細川幽斎が実枝に提出した誓状の文面三条西実枝から細川幽斎への古今伝受については「三条西実枝の古三条西実枝から細川幽斎への古今伝受については「三条西実枝の古

る形式の誓状を準備して、細川幽斎に提出させたと考察した。ら、古今伝受を三条西家の門外に出す際に、実枝がこれまでとは異な繁雑な形式の誓状は幽斎が実枝に提出した誓状以降にみられることか

された。ところが、高梨氏はこうした検討をすべて無視して、次のごとく記

斎の古今伝受に対する真摯な態度を反映するものであろう (24)挙げて複雑である。それが実枝の指示によるものでなければ、幽幽斎の書状は、禁制の内容を詳しく書き (中略)、多くの神罸を

身が書いたと推論する根拠も、実枝の指示とする事に対する反論も記で取り上げ」ず、「それが実枝の指示によるものでなければ」と仮定しることを伺わせる。高梨氏は、これらの検証を、一切「まともに」を文章をそのまま記して提出することは、「東常縁の古今伝受」(『和古今伝受の誓状は弟子が勝手に起草するのではなく、師から与えられ古今伝受の誓状は弟子が勝手に起草するのではなく、師から与えられ

るものでな」いことは想像しにくい。それゆえ、この文章を「幽斎のこうしたことから、幽斎が提出した誓状の文章が、「実枝の指示によは、その相伝が実枝の遺志に基づくものであることが明記されている。式が大きく変化している。さらに、細川幽斎から公国への古今伝受で紐川幽斎が伝受した古今伝受は、実枝の意志により、古今伝受の形

されていない。

来ないであろう。 古今伝受に対する真摯な態度を反映するもの」と位置づけることは出

免許という事

て高梨氏は、持たないものは他に相伝することを禁じた、と推論した。これに対し実枝は古今伝受の最終段階に「免許」という一段階を設け、免許を

仁親王への伝受が行えないことになる。(23、注29)実枝は幽斎に免許は与えなかったとするが、それでは、後年の智

るう。 るう。 るう。 るう。 るう。 るう。 の「幽、八なかりし也」という記事は、いかなる根拠で記されたのであるうか。 の「幽、八家へ返ス契約バカリにて、他所へ伝受の免許 でいないりし也」という記事は、いかなる根拠で記されたのであるうか。 少なくとも誓状を提出した時点において、実枝はいうまでもなく、幽 かいりし也」という記事は、いかなる根拠で記されたのであるうか。 であるうか。 とされた。それでは、細川幽斎から智仁親王の古今伝受は、実枝の意 とされた。それでは、細川幽斎から智仁親王の古今伝受は、実枝の意

受の最後に「免許」という一段階を加えて、免許を持たずに他に相伝拙論2では、こうした記事をも引用・検討した上で、実枝が古今伝

ιļ

う。

「一つには幽斎の七十一歳という年令、また一つには幽斎の3年代が考に古今伝受を相伝している。細川幽斎の古今伝受を継承えられる」(27)とされているが、細川幽斎は、高齢になる前に、実えられる」(27)とされているが、細川幽斎は、高齢になる前に、実えられる」(27)とされているが、細川幽斎は、高齢になる前に、実また、実条への古今伝受が短期間であったことについて、高梨氏はまた、実条への古今伝受が短期間であったことについて、高梨氏は

うなら「若年」の論ゆえ、不十分な点も多いであろう。多くの研究者五年八月号) などで、すでに検討を加えている。智仁親王に倣ってい今伝受については「細川幽斎の古今伝受」(『国語と国文学』昭和五十二のほかにも、例えば細川幽斎から烏丸光広、中院通勝などへの古

家と細川幽斎というごく一部に限定して、拙論を紹介し、反論とした上げたほとんど論文がない」と、無視された拙論ではあるが、三条西誌などに発表した論文である。根拠も示されないまま「まともに取りばしい限りである。しかしながら、いくら拙いものであっても、学会により再検討を重ねられ、当時の歌壇の実態が明らかになることは喜